

証明書等の提出について

入園児童と同居している父母、祖父母（家計の主宰者に限る）について、次により証明書等を提出してください。様式は適宜切りとってご使用ください。

証明書等は保育支給認定及び保育園入園の可否についての判定資料となりますので、必ず提出してください。なお、各証明書等の代わりに、客観的にその状態が認められるものがあれば、それでも構いません。

① 会社等に勤めている人	・ 様式－就労証明書 添付の用紙を勤務先で記入してもらってください。 ※育児休業等により直近3か月の就労実績がない場合は、育児休業取得前の実績を記入してください。
②会社等に勤める <u>予定</u> の人 (パートタイマーを含む)	・ 様式－就労証明書 支給認定のために必ず必要となります。 ※新規採用等で就労実績がない場合は、今後の就労見込みを記載してください。
③家庭内で内職をしている人 (1) 会社等から委託を受けて内職をしている(する)人 (2) 個人からの依頼による洋裁・和裁等の内職をしている(する)人	・ 様式－2の内職委託申立(証明)書(会社等証明) ・ 様式－3の内職従事申立(証明)書(地区民生委員の証明)
④農業・自営(家業等)の事業主 または専従者	・ 様式－4の農業・自営業等従事申立(証明)書 ※直近の所得税の確定申告書(写)を添付してください。 ※開業したばかりで確定申告書(写)がない場合は、開業届(写)等を添付
⑤母親が出産(予定)等の場合	妊産婦医療費受給者証(写)または母子手帳(写)(出産(予定)日がわかるもの)
⑥病気等の場合	・ 様式－5の医師からの入院・通院等の証明書 ※診断書等も可
⑦病人の看護等を行っている場合 (1) 入院の付き添いをしている場合 (2) 居宅内で長期療養者・ねたきり老人等の介護を行っている場合	・ 様式－5の医師からの入院・通院等の証明書 ・ 様式－6の療養者等の介護証明書(地区民生委員の証明) ※診断書、障害等の手帳(写)、介護保険証(写)(介護度あり)も可

令和7年1月2日以降に加茂市へ転入した人について、令和7度市町村民税の課税証明書(令和7年1月1日に居住していた住所地の市町村役場が発行します。)の提出をお願いする場合があります。